

### 第3回 教育研究評議会記録

日時 平成16年4月5日(月) 10:00~12:00

議事に先立ち、第1回及び第2回の教育研究評議会記録(案)の確認が行われ、原案どおり決定した。

議題及び決定事項並びに主な審議内容

(1) 基本規則及び学則について

賛成多数により原案了承。なお、審議の過程で次のことが確認された。

「基本規則(案)第12条、学則(案)第2条関係」

原案では、小学校教員養成課程、中学校教員養成課程としている。これは、これまで学内で検討されてきた初等教育教員養成課程・中等教育教員養成課程という考え方をもって法人大学への移行段階で組織変更するには至らなかったため、従来の組織を踏襲したものである。よって本件は、平成18年度を目途とする改組に向けて、引き続き検討課題とする。

「基本規則(案)第12条関係」

『学部主事』、『夜間学部主事』は、従来の国立学校設置法による名称を引き継ぐものであるが、今後の学部運営の状況も踏まえつつ、いずれ時期を見て改正を検討することとする。

「学則(案)第23条関係」

第二部編入学者の休学期間の取扱いを明確にするため、別途、細則を設けることを検討する。

(2) 運営に関する諸規程(その1)について

審議対象となった議案並びに主な審議内容は次のとおり。

○教員養成課程教授会規程(案)、教養学科教授会規程(案)、第二部教授会規程(案)  
賛成多数により原案了承。

なお、この3議案の質疑に関して、

・『教員養成課程』の定義は、実質的には、学則(案)第3条に基づく講座をもって規定される。『教員養成課程』という部局名称は従来どおりであるが、やや据わりが悪い感もあり、引き続き検討課題とする。

・各規程(案)第3条の審議事項については、大学における経営が教育研究の推進・向上のためであり、法人としての基本的な経営責任を担う経営協議会と教育研究の責任を担う教育研究評議会、そして、その上での役員会としての意思決定というのが国立大学法人制度の組織理念である。その点で、教授会が限定的な機能となっているという面もある一方、部局の運営については、教授会運

営も含めて各部局長のもとで様々な工夫の中での展開が考えられる。  
したがって、国立大学法人制度の組織理念を生かしつつ、経営協議会及び教育研究評議会の両者が一つの目的のために進むように運営していくためにも、立案に当たるわれわれ自身が、経営に関する部分についても、各部局の教授会構成員の意向を十分汲み取りながら原案を作成する必要がある。また、審議内容についても、各部局の意向や教育研究のニーズを十分踏まえつつ提案していかなければならない。そういう意味での経営協議会・教育研究評議会の連携が必要であると考えている。

- ・各規程（案）第3条の審議事項の範囲については、部局を超えた教学に関するものについては、3部局の教授会あるいは運営委員会レベルでの交流や、場合によっては運営委員会レベルでの合同の委員会といったことが想定される。また、審議事項によっては、教授会での審議が必要な段階では経営面に踏み込まざるを得ないものも出てくることが想定される。
- ・大学院を担当していない教員が大学院の案件を検討する際の取扱いについては各部局の判断に委ねるのか全部局統一的な扱いとするのかも含めて、引き続き考え方を整理することとする。
- ・各規程（案）の附則第2項に関わって、助手については、従来どおり講座に属するという考え方を踏襲することから部局所属とする。

○附属図書館規程（案）

賛成多数により原案了承。

○センター連絡会議規程（案）

賛成多数により原案了承。

なお、センター連絡会議議長の任期については、センター長としての基礎資格をもって任命されているが、今後のセンター連絡会議での議論も踏まえ、必要な改正を行う。

- 学校危機メンタルサポートセンター規程(案)、教育実践総合センター規程(案) 生涯学習教育研究センター規程(案)、保健センター規程（案）、情報処理センター規程（案）、留学生センター規程（案）、科学機器共同利用センター規程（案）  
上記7議案について、文言の一部修正並びに次の確認事項を含めて賛成多数により原案了承。

なお、この7議案については、

- ・学校危機メンタルサポートセンター規程（案）第11条の協議会の組織に附属池田小学校関係者（たとえば校長）を明記することについて、今後の検討課題とする。
- ・学校危機メンタルサポートセンター規程をはじめ各規程案の第1条（目的）で使用されている『全国共同利用施設』『教育研究施設』『学内共同教育研究施設』『厚生補導施設』『学内共同利用施設』という表記は、これまでの国立学校設置

法による区分を引き継ぐものであり、今後、早い段階での整理を行う。

- ・科学機器共同利用センター規程（案）第7条第2項の構成について、センターを全学的組織に位置づけるという観点から、特定講座を挙げている原案の見直しについて今後の検討課題とする。
- ・教員養成課程（第二部を除く。）、教養学科及び第二部の部局の表記については、それぞれ『教員養成課程』、『教養学科』、『第二部』に統一する。

#### 報告事項

##### （1）教育研究評議会規程の制定について

去る4月1日の第2回役員会の議を経て、決定した旨の報告があった。

以上